

PALETTE 利用規約

プラットフォーム「PALETTE」（以下「本サービス」といいます。）をご利用いただくに当たっては、この利用規約（以下「本規約」といいます。）の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意をしていただく必要があります。本サービスを利用し、又は本サービスにアクセスするすべての方は、本規約に同意したものとみなします。

第1章 総則

第1条（適用範囲）

1. 本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する運営元とすべての利用者との間の権利義務関係及び利用者間における取引等での権利義務関係を定めることを主な目的としていますが、会員以外の本サービスにアクセスするすべての方にも適用されます。

2. 運営元が本サービス上で公開する本サービスの利用等に関するルール、諸規定、おしらせ等は、特段の表示のない限り、本規約の一部を構成するものとします。本規約において「本規約」という文言を用いる場合においては、特段の表示がない限り、これらのルール、諸規定、おしらせ等を含むものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の意義は、次のとおりです。

- (1) 運営元 本サービスを統括管理し、運営する責任者をいいます。
- (2) 利用者 会員及び非会員をいいます。
- (3) 会員 一般会員及びクリエイター会員をいいます。
- (4) 一般会員 第3条に定めるところにより登録を行った方をいいます。
- (5) クリエイター会員 第8条に定めるところにより登録を行った方をいいます。
- (6) 非会員 本サービスを利用する方のうち、一般会員及びクリエイター会員のいずれにも該当しない方をいいます。
- (7) コンテンツ 文章、画像、音声、URL情報、プログラムその他の本サービス上で提供することのできる情報又は電子データをいいます。
- (8) コンテンツ販売機能 運営元が「EC」「マッチング」「サブスクライブ」という名称で提供する機能のうち、コンテンツ販売契約を締結して対価を支払った利用者に対してのみコンテンツを公開する仕組みを実現するためのものをいいます。
- (9) コンテンツ販売契約 クリエイター会員がコンテンツを他の利用者に対して提供することを約し、当該利用者があらかじめその対価として表示された金額を支払うことを約する契約をいいます。
- (10) クラウドファンディング等機能 運営元が「クラウドファンディング」「パトロン」という名称で提供する機能であって、クリエイター会員が本サービス上で寄付者を募集し、寄付を受けることを実現するためのものをいいます。
- (11) 公開 一部又は全部の利用者が本サービス内において閲覧することができる状態にすることをいいます。
- (12) 広告機能 運営元が「クリエイター広告」「クリエイタープロフィール広告」という名称で提供する機能であって、クリエイター会員が本サービス上で広告を公開することを実現するためのものをいいます。
- (13) 反社会的勢力等 次のいずれかに該当し、又は該当する疑いのある者をいいます。
ア 申込者又はその役員若しくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時か

ら5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、本号においては、これらの者を包括して「反社会的勢力」といいます。）

イ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有する者

ウ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する者

オ 反社会的勢力に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

カ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者

キ 運営元又はその関係者に対して、脅迫的、暴力的その他の不当な要求行為、信用毀損行為、誹謗中傷行為若しくは業務妨害行為（これらに準ずる行為も含まれます。）を行い、又は過去に行った者

第2章 一般会員

第3条（一般会員の登録）

1. 一般会員となるためには、運営元が別途指定するところにより、登録を受けなければなりません。

2. 一般会員になろうとする方は、登録の際に運営元から提供することを求められた情報を正確に提供しなければなりません。運営元は、申込者から提供された情報が正確であるものと判断した場合においては、当該情報を登録された事項として取り扱います。

3. 運営元は、一般会員になろうとする方が次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合においては、登録を認めない場合がございます。この場合において、運営元は、登録を認めない理由について申込者に説明する義務を負いません。また、申込者は、登録を受けられなかったことについて、異議を述べることはできません。

(1) 前項に定めるところにより登録された事項が正確でなく、又は不備があること

(2) 申込者が個人である場合においては、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていないこと

(3) 過去に会員の登録を取り消され、又は第17条に定める措置を講じられたこと

(4) 過去に会員の登録を取り消され、若しくは第17条に定める措置を講じられた法人の役員その他の経営関係者であり、又は、その者が役員その他の経営関係者となっている法人であること

(5) 前2号に掲げる場合のほか、過去に会員の登録を取り消され、又は第17条に定める措置を講じられた者と密接な関係性があること

(6) 本サービスの目的に反し、又は反するおそれのある活動を行っていること

(7) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある活動を行っていること

(8) 反社会的勢力等であること

(9) その他、本サービスの利用者として相応しくない事情があること

4. 一般会員は、第2項に定めるところにより登録された事項に変更が生じた場合においては、運営元が別途指定する方法によって、速やかに届け出なければなりません。運営元は、当該届出があった場合において、届け出られた変更後の事項が正確であるものと判断した場合においては、当該事項を新たに登録された事項として取り扱います。

第4条（登録の取消し及び解約）

1. 運営元は、一般会員に次のいずれかの事由がある場合においては、その登録を取り消す

ことができます。

(1) 前条第3項のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあること（登録後に生じた事情を含みます。）が判明した場合

(2) 前条第4項に定める届出を怠っており、若しくは、同項に定めるところにより届出があった事項が正確なものでなく、又はこれらの疑いがある場合

(3) 第6条に定めるところにより本人確認のためのデータの提供しなければならない場合において、当該データに含まれる情報に不正確な内容があるにもかかわらず、当該データを提供した場合

(4) 本規約において禁止される行為をした場合

(5) 運営元が本サービスにおいて禁止する旨を明示している行為をした場合

(6) 本サービスに最後にログインをした日から3年を経過した場合

(7) その他、運営元が登録の継続を適当でないものと判断する事情があった場合

2. 一般会員は、いつでも、運営元が指定する方法によって、登録を解約することができます。

3. 一般会員は、登録を取り消され、又は解約した場合には、それ以後、本サービスの利用を一切行うことができなくなります。この場合において、本サービスが当該一般会員に対して付与した特典その他一切の運営元に対する権利は、直ちに失効します。

4. 一般会員の登録を取り消され、又は解約した場合においても、当該登録を取り消される前に一般会員が本規約の定めるところにより負っていた義務は、免れません。

第5条（一般会員がご利用いただけるサービス）

1. 一般会員は、他の利用者が本サービス上で公開するコンテンツの閲覧（コンテンツ販売機能を利用してコンテンツの提供を受けることを含みます。）をすることができます。

2. 一般会員は、本サービス上で、コンテンツを公開することができます。ただし、コンテンツ販売機能を利用して他の利用者に当該コンテンツを提供することはできません。

3. 一般会員は、クラウドファンディング等機能を利用して寄付者となることができます。

第6条（一般会員がコンテンツ販売機能等を利用する場合における本人確認）

一般会員は、コンテンツ販売機能を利用して他の会員が提供するコンテンツの提供を受け、又は、クラウドファンディング等機能を利用して他の会員に対して寄付をする場合においては、別途運営元が指定するところにより本人確認のためのデータを提供しなければならない場合があります。

第7条（一般会員の手数料）

一般会員の登録時における手数料及び本サービスの利用を継続するための手数料は、いずれも無料とします。ただし、別途運営元が本サービスの手数料が発生する旨を表示している場合については、当該表示が優先して適用されます。

第3章 クリエイター会員

第8条（クリエイター会員の登録）

1. クリエイター会員となるためには、運営元が別途指定するところにより、登録を受けなければなりません。

2. クリエイター会員になろうとする方は、登録の際に運営元から提供することを求められた情報を正確に提供しなければなりません。運営元は、申込者から提供された事項が正確であるものと判断した場合においては、当該事項を登録された事項として取り扱います。

3. クリエイター会員になろうとする方は、登録の際に、運営元が別途指定する方法によ

て、本人確認のためのデータの提供をしなければなりません。ただし、運営元は、第6条に定めるところによりすでに本人確認のためのデータの提供を受けている場合においては、改めて本人確認のためのデータの提供を受けることを省略することがあります。

4. 運営元は、クリエイター会員になろうとする方が次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合においては、登録を認めない場合がございます。この場合において、運営元は、登録を認めない理由について申込者に説明する義務を負いません。また、申込者は、登録を受けられなかったことについて、異議を述べることはできません。

- (1) 第2項に定めるところにより登録された事項が正確でなく、又は不備があること
- (2) 前項に定めるところにより運営元が提供を受けたデータ(同項ただし書を適用する場合には、第6条に定めるところによりすでに本人確認のため提供を受けていたデータをいいます。)に含まれる情報と、第1項に定めるところにより申込者が提供した情報とを照合した結果、当該情報が不正確なものであり、又はその疑いがあること
- (3) 申込者が個人である場合においては、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていないこと
- (4) 過去に会員の登録を取り消され、又は第17条に定める措置を講じられたこと
- (5) 過去に会員の登録を取り消され、若しくは第17条に定める措置を講じられた法人の役員その他の経営関係者であり、又は、その者が役員その他の経営関係者となっている法人であること
- (6) 前2号に掲げる場合のほか、過去に会員の登録を取り消され、又は第17条に定める措置を講じられた者と密接な関係性があること
- (7) 監督官庁による営業許可の取消し、停止その他これらに類する行政処分を受けていること
- (8) 法令により届出、登録、許可、認可その他これらに類するもの(以下、本号において「届出等」といいます。)を行い、又は受けなければ営むことができない事業について、届出等がないにもかかわらず営んでいること
- (9) 支払不能又は支払停止の状況になっていること
- (10) 手形又は小切手の不渡りがあったこと
- (11) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てをしたこと
- (12) 仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受けたこと
- (13) 公租公課の滞納処分を受けたこと
- (14) 手形交換所の取引停止の処分を受けたこと
- (15) 財産状態が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる理由があること
- (16) 本サービスの目的に反し、又は反するおそれのある活動を行っていること
- (17) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある活動を行っていること
- (18) 反社会的勢力等であること
- (19) その他、本サービスの利用者として相応しくない事情があること

5. クリエイター会員は、第2項に定めるところにより登録された事項に変更が生じた場合においては、運営元が別途指定する方法によって、速やかに届け出なければなりません。運営元は、当該届出があった場合において、届け出られた変更後の事項が正確であるものと判断した場合においては、当該事項を新たに登録された事項として取り扱います。

第9条(クリエイター会員の種別)

1. クリエイター会員の種別は、有料クリエイター会員及び無料クリエイター会員とします。
2. クリエイター会員の種別は、前条第1項の登録の際に、いずれかを選択します。
3. クリエイター会員の種別は、前条第1項の登録をした後にも、運営元が別途指定する方法によって変更することができます。
4. 運営元は、有料クリエイター会員が第15条に定めるところにより支払うべき手数料の

支払を怠った場合は、当該クリエイター会員の種別を無料クリエイター会員に変更することができます。

第10条（登録の取消し及び解約）

1. 運営元は、クリエイター会員に次のいずれかの事由がある場合においては、その登録を取り消すことができます。

- (1) 第8条第4項のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあること（登録後に生じた事情を含みます。）が判明した場合
- (2) 第8条第5項に定める届出を怠っており、若しくは、同項に定めるところにより届出があった事項が正確なものでなく、又はこれらの疑いがある場合
- (3) 第15条に定めるところにより支払うべき手数料の支払を怠り、運営元が支払を催告したにもかかわらず、相当期間内にその支払がない場合
- (4) 第18条第2項、第24条、第27条第1項、第35条第1項、第39条の規定に違反する行為その他の本規約において禁止される行為をした場合
- (5) 第32条の定めるところにより広告の公開を停止する措置を講じられた場合
- (6) 運営元が本サービスにおいて禁止する旨を明示している行為をした場合
- (7) 本サービスに最後にログインをした日から3年を経過した場合
- (8) その他、運営元が登録の継続を適当でないものと判断する事情があった場合

2. クリエイター会員は、いつでも、運営元が指定する方法によって、登録を解約することができます。

3. クリエイター会員は、登録を取り消され、又は解約した場合には、それ以後、本サービスの利用を一切行うことができなくなります。この場合において、本サービスが当該クリエイター会員に対して付与した特典その他一切の運営元に対する権利は、直ちに失効します。

4. クリエイター会員の登録を取り消され、又は解約した場合においても、当該登録を取り消される前にクリエイター会員が本規約の定めるところにより負っていた義務は、免れません。

第11条（一般会員からクリエイター会員への移行）

1. 運営元は、一般会員の登録した情報がクリエイター会員の登録のために必要な情報（第8条第2項に掲げる情報をいいます。）のすべてを満たしており、かつ、当該一般会員からすでに第6条に定めるところにより本人確認のためのデータの提供を受けている場合においては、当該一般会員が第8条第1項に定めるところにより別途登録の手続をしなくても、当該一般会員の資格を無料クリエイター会員に変更することができるものとします。この場合においては、一般会員として従前に登録されていた事項を、クリエイター会員として登録された事項とみなします。

2. 一般会員は、前項に掲げる場合のほか、クリエイター会員の登録のための手続をすることにより、クリエイター会員になることができます。

3. 一般会員は、前2項に定めるところにより新たにクリエイター会員となった場合には、当然に一般会員の資格を失います。

第12条（クリエイター会員から一般会員への移行）

クリエイター会員は、第10条第2項に定めるところにより登録を解約した場合においては、一般会員に移行するものとします。この場合においては、クリエイター会員として従前に登録されていた事項を、一般会員として登録された事項とみなします。

第13条（クリエイター会員がご利用いただけるサービス）

1. 有料クリエイター会員は、次のサービスを利用することができます。

- (1) 本サービス上で公開されたコンテンツの閲覧
 - (2) 本サービス上でのコンテンツの公開
 - (3) コンテンツ販売機能の利用
 - (4) クラウドファンディング等機能の利用
 - (5) 広告機能の利用（運営元が別途定める広告料を支払う場合に限りです。）
2. 無料クリエイター会員は、前項に掲げるサービスのうち、別途運営元が指定する一部のものに限って利用することができます。

第14条（クリエイター会員の手数料）

1. 有料クリエイター会員の登録時における手数料及び本サービスの利用を継続するための手数料については、別途運営元が本サービスにおいて表示するところによります。
2. 無料クリエイター会員の登録時における手数料及び本サービスの利用を継続するための手数料は、いずれも無料とします。ただし、別途運営元が本サービスの手数料が発生する旨を表示している場合については、当該表示が優先して適用されます。

第15条（有料クリエイター会員の手数料の支払方法）

1. 有料クリエイター会員の手数料は、別途運営元が指定する期間までに支払うものとします。
2. 前項に掲げる支払のために利用することができる方法は、別途運営元が指定するものとします。
3. 第1項に掲げる支払のためにクレジットカードその他の決済サービスを利用する場合には、本規約のほか、当該決済サービスを提供する事業者の利用規約その他の規定に従わなければならないものとします。

第4章 非会員

第16条（非会員がご利用いただけるサービス）

非会員は、他の利用者が本サービス上で公開するコンテンツの閲覧（コンテンツ販売機能を利用してコンテンツの提供を受けることは除きます。）をすることができます。

第17条（非会員の利用禁止措置）

運営元は、非会員が次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合においては、当該非会員が本サービスを利用することができないようにするための措置を講じることができます。

- (1) 本規約において禁止される行為をした場合
- (2) 運営元が本サービスにおいて禁止する旨を明示している行為をした場合
- (3) 申込者が個人である場合においては、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていないこと
- (4) 過去に会員の登録を取り消され、又は本条に定める措置を講じられたこと
- (5) 過去に会員の登録を取り消され、又は本条に定める措置を講じられた法人の役員その他の経営関係者であり、又は、その者が役員その他の経営関係者となっている法人であること
- (6) 前2号に掲げる場合のほか、過去に会員の登録を取り消され、又は本条に定める措置を講じられた者と密接な関係性があること
- (7) 本サービスの目的に反し、又は反するおそれのある活動を行っていること
- (8) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある活動を行っていること
- (9) 反社会的勢力等であること
- (10) その他、本サービスの利用者として相応しくない事情があること

第5章 コンテンツの公開及びコンテンツ販売機能

第18条（コンテンツの公開）

1. 利用者は、本サービス上において、運営元が別途指定する方法によって、コンテンツを公開することができます。
2. 前項の規定にかかわらず、利用者は、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれのあるコンテンツを公開することはできません。
 - (1) 第35条第1項各号のいずれに該当し、又は該当するおそれのある内容が含まれるもの
 - (2) 運営元が指定する形式又は仕様を満たしていないもの
 - (3) 種類、品質又は数量に関して、次条第1項に定めるところにより契約が成立した場合における当該契約の内容に適合しないもの
 - (4) その他、運営元が別途定める基準に違反するもの
 - (5) その他、本サービスの目的に照らして相応しくない内容が含まれているもの

第19条（コンテンツ販売機能）

1. クリエイター会員は、コンテンツ販売機能により、コンテンツ販売契約を締結して対価を支払った相手方のみによりコンテンツを公開することができます。
2. コンテンツ販売機能においては、クリエイター会員が公開したコンテンツに関する情報を閲覧した利用者が、本サービス上で当該コンテンツの提供を申し込み、当該申込みが完了した旨を運営元が本サービスを通じて当該利用者に通知することにより、当該クリエイター会員と当該利用者との間においてコンテンツ販売契約が成立します。当該契約の成立により、運営元が何らかの義務を負うことはありません。
3. コンテンツ販売契約が解除、取消しその他の理由によって効力を失った場合（以下、本条において「契約失効」といいます。）においても、運営元は、利用者が本サービスを通じてすでにクリエイター会員に対して支払った対価の返金に関する一切の義務を負いません。ただし、利用者が運営元に対して契約失効の事実を明らかにした場合において、運営元が当該利用者から受領した対価をいまだ当該クリエイター会員に払い渡していないときは、運営元の判断により、当該対価を当該クリエイター会員に払い渡すことなく、当該利用者に返金することができるものとします。
4. コンテンツ販売契約の内容は、クリエイター会員が公開したコンテンツに関する情報に示されるところによります。
5. クリエイター会員は、第2項に定めるところによりコンテンツに関する情報を公開する場合において、特定商取引に関する法律その他の法令により表示すべき事項があるときは、自らの責任において当該事項を本サービス上で公開しなければならないものとします。

第20条（コンテンツの公開停止）

1. 運営元は、第18条第1項に定めるところにより利用者がコンテンツを公開した場合において、次のいずれかに該当する事情がある場合においては、あらかじめその公開者に通知することなく、当該コンテンツの公開を停止する措置を講じることができます。
 - (1) 当該コンテンツが第18条第2項の規定に違反していること
 - (2) 当該利用者に登録を取り消される理由があること
 - (3) 当該利用者に第17条に定める措置を講じられる理由があること
 - (4) 当該利用者が、コンテンツ販売契約に違反した事実が過去にあること
 - (5) 当該利用者が本サービス上で公開した当該コンテンツに関する情報の表示について、第35条第1項各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあること
2. 運営元は、コンテンツ販売機能において、コンテンツ販売契約を締結した相手方に公開

されることが予定されているコンテンツについて、前項各号のいずれかに該当する事情がある場合においては、当該コンテンツがコンテンツ販売契約を締結した相手方に公開されないようにするための措置を講じることができます。

3. 前項の場合において、運営元は、当該コンテンツの内容を確認することができます。

第21条（コンテンツ販売機能における支払決済）

1. コンテンツ販売機能を利用するクリエイター会員は、運営元及び運営元が委託する決済事業者等（決済事業、収納代行業業その他これらに類する事業を営む者をいいます。以下、本条において同じ。）に対し、コンテンツ販売契約が成立した場合において相手方が支払うべき対価を当該クリエイター会員に代わって受領する権限を包括的に付与するものとします。また、当該決済事業者等を利用した決済のために必要な場合においては、当該対価を受領する権利を運営元に譲渡するものとします。

2. コンテンツ販売機能を利用するクリエイター会員は、コンテンツ販売契約が成立した以後に相手方が対価及び別途運営元が定める決済手数料を運営元又は運営元が委託する決済事業者等に対して支払った場合においては、相手方に対して当該対価を請求する権利を失うことについて、包括的に同意するものとします。

3. 運営元は、前項に定めるところにより対価及び決済手数料を受領した場合（運営元が委託する決済事業者等において受領した場合を含みます。）においては、別途運営元が定める時期に、当該対価の額から振込手数料の額を控除した額をクリエイター会員に払い渡すものとします。

4. 第2項に掲げる支払のためにクレジットカードその他の決済サービスを利用する場合においては、本規約のほか、当該決済サービスを提供する事業者の利用規約その他の規定に従わなければならないものとします。

5. コンテンツ販売機能を利用するクリエイター会員は、コンテンツ販売契約に基づく対価の支払について、本サービス外において請求し、又は、運営元若しくは運営元が委託する決済事業者等による受領以外の方法で受けることはできないものとします。

第22条（コンテンツ販売機能における保証の否認）

1. 運営元は、コンテンツ販売機能において本規約に適合するコンテンツが提供されることを保証するものではありません。

2. 運営元は、クリエイター会員がコンテンツ販売機能において本規約に違反したことによって他の利用者に生じた損害について、一切の責任を負うものではありません。

第6章 クラウドファンディング等機能

第23条（クラウドファンディング等機能）

1. クラウドファンディング等機能において、クリエイター会員は、プロジェクトを遂行するための資金の確保、第三者への経済的支援その他の特定の目的を掲げたうえで、会員に対して広く寄付を求めることができます。

2. クラウドファンディング等機能は、寄付を受けた資金によって遂行した事業から発生した収益を分配する権利を寄付者に付与する形態において利用することはできないものとします。ただし、寄付者に対して、当該事業に係る商品又はサービス（寄付者が寄付した額を超える価額のものを除きます。）の提供を受けることができる権利を付与することについては、差し支えありません。

第24条（クラウドファンディング等機能における情報の公開）

1. クラウドファンディング等機能において、クリエイター会員は、他の会員に対して寄付

を求めるための情報を、運営元が別途指定する方法によって、本サービス上で公開することができます。

2. 前項に定めるところにより公開する情報には、寄付を受けた資金を利用する目的及び当該資金の具体的な用途を明示しなければならないものとします。

3. クリエイター会員は、第1項に定めるところにより情報を公開する場合において、特定商取引に関する法律その他の法令により表示すべき事項があるときは、自らの責任において当該事項を本サービス上で公開しなければならないものとします。

4. 運営元は、第1項に定めるところによりクリエイター会員が公開した情報について、次のいずれかに該当する事情がある場合においては、あらかじめその公開者に通知することなく、公開を停止する措置を講じることができます。

(1) 第2項又は第3項の規定に違反していること

(2) 第2項に定めるところにより明示された目的が、実態に反し、又は反するおそれがあること

(3) 当該クリエイター会員に登録を取り消される理由があること

(4) 当該クリエイター会員が、第27条第1項に違反した事実が過去にあること

(5) 当該情報について、第35条第1項各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあること

5. 運営元は、第1項に定めるところによりクリエイター会員が公開した情報について、前項各号のいずれかに該当する事情があるか否かを調査するために必要がある場合においては、当該情報が一部の利用者によりのみ公開されている場合であっても、当該情報の内容を確認することができるものとします。

第25条（寄付の申込み等の撤回）

1. クラウドファンディング等機能において寄付者となることを申し込んだ会員は、次条に定めるところにより寄付金を支払う前においては、いつでも寄付の申込みを撤回し、当該寄付を中止することができます。ただし、当該寄付金の支払のためにクレジットカードその他の決済サービスを利用する場合において、当該サービスにおいてすでに申し込んだ寄付金の支払予定を中止することができないときは、寄付の申込みを撤回して寄付金の返還を求めることはできません。

2. クラウドファンディング等機能において寄付者となることを申し込んだ会員は、次条に定めるところにより寄付金を支払った以後は、理由のいかんを問わず、寄付の申込みを撤回して寄付金の返還を求めることはできません。

第26条（クラウドファンディング等機能における寄付金の支払等）

1. クラウドファンディング等機能を利用するクリエイター会員は、運営元及び運営元が委託する決済事業者等（決済事業、収納代行業者その他これらに類する事業を営む者をいいます。以下、本条において同じ。）に対し、寄付金を当該クリエイター会員に代わって受領する権限を包括的に付与するものとします。また、当該決済事業者等を利用した決済のために必要な場合においては、当該寄付金を受領する権利を運営元に譲渡するものとします。

2. クラウドファンディング等機能を利用するクリエイター会員は、前項に定めるところにより運営元又は運営元が委託した決済事業者等が寄付金を受領した場合においては、寄付者に対して当該寄付金を請求する権利を失うことについて、包括的に同意するものとします。

3. 運営元は、前項に定めるところにより寄付金を受領した場合（運営元が委託する決済事業者等において受領した場合を含みます。）においては、運営元が別途定める時期及び方法により、当該寄付金の額から決済手数料（運営元において別途定めます。）及び振込手数料を控除した額を、クリエイター会員に払い渡すものとします。ただし、運営元は、別途定め

るところにより、寄付金の総額（すでに払い渡した額を除きます。）が一定の金額に達するまでは、当該払渡しを行わないことがあります。

4. 第2項に掲げる寄付金の支払のためにクレジットカードその他の決済サービスを利用する場合においては、本規約のほか、当該決済サービスを提供する事業者の利用規約その他の規定に従わなければならないものとします。

5. コンテンツ販売機能を利用するクリエイター会員は、コンテンツ販売契約に基づく対価の支払について、本サービス外において請求し、又は、運営元若しくは運営元が委託する決済事業者等による受領以外の方法で受けることはできないものとします。

第27条（クラウドファンディング等機能におけるクリエイター会員の義務）

1. クラウドファンディング等機能において寄付を求めたクリエイター会員は、第24条第2項に定めるところにより公開した目的及び用途に沿って、受領した寄付金を利用しなければならないものとします。

2. 運営元は、クリエイター会員が前項の規定に違反するおそれがある場合において、当該クリエイター会員に対していまだ払い渡していない寄付金があるときは、当該寄付金を当該クリエイター会員に対して払い渡さず、当該寄付金を支払った会員に対して返還することができるものとします。ただし、運営元は、これらの対応をする義務を負うものではありません。

第28条（クラウドファンディング等機能における保証の否認）

1. 運営元は、クラウドファンディング等機能において寄付金が前条第1項の規定に違反することなく利用されることを保証するものではありません。

2. 運営元は、クリエイター会員がクラウドファンディング等機能において本規約に違反したことによって他の利用者に生じた損害について、一切の責任を負うものではありません。

第7章 広告機能

第29条（広告の公開の申込み）

1. クリエイター会員は、運営元が別途指定する方法によって、広告機能における広告の公開を申し込むことができます。

2. 運営元は、前項に定めるところにより広告の公開の申込みがあった場合であっても、当該広告が次条第1項に掲げる要件のいずれかを満たさないときは、当該広告の公開を認めないことができます。この場合において、運営元は、当該広告の公開を認めない理由について申込者であるクリエイター会員に説明する義務を負いません。また、当該クリエイター会員は、当該広告の公開を認められなかったことについて、異議を述べることはできません。

第30条（広告の要件）

1. 広告機能において表示される広告は、次に掲げるすべての要件を満たすものでなければなりません。

(1) 次項及び第3項の規定に違反しないこと

(2) クリエイター会員の登録を受けることができない者が直接又は間接に提供する商品又はサービスの広告に該当するものではないこと

2. 広告機能における広告には、第35条第1項各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがある内容を含めることはできません。

3. 広告機能における広告は、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある商品又はサービスの広告のために利用することができません。

(1) 他人の特許権、著作権、著作者人格権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害し、

又はそのおそれのあるもの

(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令に違反するもの

(3) 正確性又は信ぴょう性を欠いた内容が含まれているもの

(4) 暴力的、差別的、詐欺的又は性的な内容が含まれているもの（運営元が特に許諾した場合を除きます。）

(5) 閲覧者に誤認又は不快な感情を与えるおそれのあるもの

(6) 他の利用者の活動を阻害するおそれのあるもの

(7) 他人を誹謗中傷し、又は他人のプライバシー権若しくは名誉権を侵害するおそれのある内容が含まれるもの

(8) 自らが営む事業の業界におけるガイドラインに違反し、又はそのおそれのあるもの

(9) 犯罪行為その他の違法な行為又は反社会的勢力等の活動を肯定し、助長し、又は推奨する内容が含まれているもの

(10) マルウェア又はマルウェアに類似した挙動をするもの

(11) 第三者の個人情報の売買又は譲渡（当該第三者の承諾を得ていることが運営元から明確である場合を除きます。）を目的としたもの

(12) 第三者の顔写真その他当該第三者を識別することができる画像、映像又は文章が含まれる（当該第三者の承諾を得ていることが運営元から明確である場合を除きます。）もの

(13) その他、社会規範若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある内容が含まれているもの

(14) 政治的又は宗教的な情報の発信又は勧誘を目的としたもの（運営元が特に許諾した場合を除きます。）

(15) 異性交際を目的としたもの（運営元が特に許諾した場合を除きます。）

(16) 本サービスと競合する商品若しくはサービス又はこれらに類似したもの（運営元が特に許諾した場合を除きます。）

(17) 種類、品質又は数量に関して、提供者と受領者との間で契約が成立した場合における当該契約の内容に適合しないことが見込まれるもの

(18) その他、運営元が別途定める基準に違反するもの

(19) その他、本サービスの目的に照らして相応しくないもの

第31条（広告の表示方法）

1. 広告機能において、クリエイター会員は、運営元が別途定める条件の範囲において、広告が表示される方法を指定することができます。

2. 広告機能において、運営元は、あらかじめ本サービス上で周知したうえで、広告が表示される方法を変更することができます。

3. 広告機能において広告が表示される具体的な方法（本サービス上における表示の位置、回数及び頻度を含みます。）を決定するためのアルゴリズム等の設定については、運営元が自由に決定することができるものとします。

第32条（広告の停止）

1. 運営元は、広告機能においてすでに公開されている広告が第30条第1項の要件を満たさず（審査後に満たさなくなった場合を含みます。）、又はその疑いがある場合には、当該広告の公開を停止する措置を講じることができます。

2. 運営元は、クリエイター会員が次条第1項に掲げる広告料を支払期限までに支払わない場合においては、当該クリエイター会員が広告機能において公開するすべての広告の公開を停止する措置を講じることができます。

第33条（広告料の支払）

1. クリエイター会員が広告機能を利用したことによって発生する広告料の額及びその支払時期については、運営元が別途定めるところによります。
2. 前項に掲げる広告料の支払のために利用することができる方法は、別途運営元が指定するものとします。
3. 第1項に掲げる広告料の支払のためにクレジットカードその他の決済サービスを利用する場合には、本規約のほか、当該決済サービスを提供する事業者の利用規約その他の規定に従わなければならないものとします。

第34条（保証の否認）

1. 運営元は、広告機能において公開される広告が第30条第1項に掲げる要件を満たすことを保証するものではありません。
2. 運営元は、広告がクリエイター会員の期待する広告効果を発揮することを保証するものではありません。

第8章 すべての利用者に共通して適用される条項

第35条（違法又は不正な情報の公開の禁止）

1. 利用者は、本サービスにおいて、次のいずれかに該当し、又はそのおそれのある情報を公開することはできません。
 - (1) 他人の特許権、著作権、著作者人格権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する内容が含まれているもの
 - (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、職業安定法その他の法令に違反する内容が含まれているもの
 - (3) 正確性又は信ぴょう性を欠く内容が含まれているもの
 - (4) 暴力的、差別的、詐欺的又は性的な内容が含まれているもの
 - (5) 閲覧者に対して誤認又は不快な感情を与える内容が含まれているもの
 - (6) 他の利用者の活動を阻害する内容が含まれているもの
 - (7) 他人を誹謗中傷し、若しくは他人のプライバシー権若しくは名誉権を侵害する内容が含まれるもの
 - (8) 自らが営む事業の業界におけるガイドラインに違反し、又はそのおそれのある内容が含まれているもの
 - (9) 犯罪行為その他の違法な行為又は反社会的勢力等の活動を肯定し、助長し、若しくは推奨する内容が含まれていること
 - (10) 第三者の顔写真その他当該第三者を識別することができる画像又は映像が含まれる（当該第三者の承諾を得ていることが運営元から明確である場合を除きます。）もの
 - (11) その他、当該情報に社会規範若しくは公序良俗に反する内容が含まれているもの
 - (12) 政治的又は宗教的な情報の発信又は勧誘を目的とした内容が含まれているもの
 - (13) 異性交際を目的とした内容が含まれているもの
 - (14) 本サービスと競合するサービスの宣伝又はこれに類似した行為を目的とした内容が含まれているもの
 - (15) 本サービスの目的に合致しない外部ウェブサイトに対するハイパーリンクが含まれているもの
 - (16) 検索エンジンサービスの正常な運営を阻害し、又は阻害するおそれのある内容が含まれているもの

- (17) アフィリエイト広告（運営元が配信を認めているものを除きます。）を配信することを目的とする内容が含まれているもの
- (18) 運営元その他の他人の業務を妨害することを目的とする内容が含まれているもの
- (19) その他、運営元が別途定める基準に違反する内容が含まれていること
- (20) その他、本サービスの目的に照らして相応しくない内容が含まれていること
2. 運営元は、利用者が本サービスにおいて公開した情報が前項各号のいずれかに該当し、又はそのおそれのある場合においては、あらかじめ当該利用者に通知することなく、当該情報の公開を停止する措置を講じることができます。
3. 運営元は、利用者が本サービスにおいて公開した情報が前項各号のいずれかに該当するか否かを調査するために必要がある場合においては、当該情報が一部の利用者にものみ公開されている場合であっても、当該情報の内容を確認することができるものとします。
4. 運営元は、本サービスにおいて公開をされ、又は、本サービスにおいて公開をされておらず、かつ、本サービス上にアップロードされて公開をすることができる状態になっているコンテンツの一部（以下、本項において「要修正部分」といいます。）が第1項各号のいずれかに該当する場合に、第2項に定める措置に代えて、要修正部分の一部又は全部を、当該コンテンツの趣旨を著しく変更しない範囲において修正し、又は削除する措置を講じることができます。
5. 運営元は、本サービスにおいて公開をされておらず、かつ、本サービス上にアップロードされて公開をすることができる状態になっているコンテンツについて、前項の措置を講ずべきか否かを判断するために、その内容を確認することができるものとします。

第36条（未成年者等が本サービス上で取引を行う場合）

1. 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかに該当する利用者は、本サービス上で他の利用者との取引その他の契約を行う場合においては、あらかじめ法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得なければならないものとします。
2. 運営元は、利用者が前項の規定に違反したことによって当該利用者、他の利用者その他の者に生じた損害について、損害賠償責任その他一切の法的責任を負うことはないものとします。

第37条（知的財産権に関する許諾等）

1. 利用者が本サービス上で情報（コンテンツ（コンテンツ販売契約を締結した相手方に限って公開されるものを除きます。）及び広告機能における広告を含みます。以下、本条において同じ。）を公開する場合においては、当該利用者は、運営元に対して、当該情報を編集し、翻訳し、加工し、その他翻案したものを含みます。）を本サービス又は運営元が提携するその他の事業者のサービス上で自由に公開し、その他利用すること（著作権法第27条及び第28条に掲げる行為を含みます。）を許諾するものとします。当該利用者は、当該情報を運営元が当該情報を公開し、利用し、編集し、翻訳し、加工し、又は翻案することに対して、著作者人格権を行使しないものとします。
2. 利用者は、本サービス上で情報を公開する場合においては、当該利用者が自ら第1項に掲げる許諾をする権利を有することを保証するものとします。また、当該情報について著作者人格権を当該利用者以外の者が有する場合においては、運営元が当該情報を公開し、利用し、編集し、翻訳し、加工し、又は翻案することについて、著作者人格権者が著作者人格権を行使することがないことを保証するものとします。
3. 利用者は、前項の保証内容が事実と反していたことによって運営元又は運営元が提携するその他の事業者が生じた一切の損害（間接損害、特別損害及び弁護士費用を含みます。）について、運営元又は当該事業者に対して賠償すべき責任を負います。
4. 利用者は、前項の保証内容が事実と反していたことによって他の利用者その他の第三者

との間で紛争を生じさせた場合においては、自らの責任において当該紛争を解決するものとし、運営元又は運営元が提携するその他の事業者に対して一切の協力を求めないものとします。

第38条（氏名、肖像等に関する許諾等）

1. 利用者が本サービス上で情報（コンテンツ（コンテンツ販売契約を締結した相手方に関して公開されるものを除きます。）及び広告機能における広告を含みます。以下、本条において同じ。）を公開する場合において、当該情報に利用者の氏名、肖像その他これらに類するもの（以下、本条において「氏名等」といいます。）が含まれるときは、当該氏名等を運営元が提携するその他の事業者のサービス上で公開することについても許諾するものとします。

2. 利用者は、本サービス上で情報を公開する場合において、当該情報に利用者以外の者の氏名等が含まれるときは、当該氏名等を運営元が提携するその他の事業者のサービス上で当該氏名等を適法に公開することができることを保証するものとします。

3. 利用者は、前項の保証内容が事実と反していたことによって運営元又は運営元が提携するその他の事業者が生じた一切の損害（間接損害、特別損害及び弁護士費用を含みます。）について、運営元又は当該事業者に対して賠償すべき責任を負います。

4. 利用者は、前項の保証内容が事実と反していたことによって他の利用者その他の第三者との間で紛争を生じさせた場合においては、自らの責任において当該紛争を解決するものとし、運営元又は運営元が提携するその他の事業者に対して一切の協力を求めないものとします。

第39条（コンテンツの不正利用の禁止）

利用者は、本サービスにおいて公開をされているコンテンツの利用に際して、次に掲げるすべての事項を遵守しなければならないものとします。

(1) 当該コンテンツの公開をした会員が、当該コンテンツについて特定の方法で利用することを禁止する旨を本サービス上に表示している場合には、当該方法により当該コンテンツを利用しないこと

(2) 当該コンテンツの公開をした会員が、当該コンテンツを他のWebサイトに転載することを許諾している場合においても、犯罪行為その他の違法な行為又は反社会的勢力等の活動を肯定し、助長し、若しくは推奨する内容が含まれているWebサイトには当該コンテンツを転載しないこと

(3) 当該コンテンツの公開をした会員が、当該コンテンツを他のWebサイトに転載することを許諾している場合においても、暴力的、差別的、詐欺的又は性的な内容が含まれているWebサイトには当該コンテンツを転載しないこと

(4) 当該コンテンツを、著作権者の著作権、作者の著作者人格権又は実演家の著作権法上の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある方法で利用しないこと

(5) (4)に掲げる場合のほか、当該コンテンツを、法令に違反し、又は違反するおそれのある方法で利用しないこと

(6) その他、運営元が禁止する方法で当該コンテンツを利用しないこと

第40条（遅延損害金）

クリエイター会員が、本規約に定めるところにより運営元に支払うべき手数料又は広告料の全部又は一部を支払わなかった場合において、運営元は、スポンサーに対し、遅延日数に応じて1日につき0.04%の利率で計算した遅延損害金（1円未満は切り捨てます。）を、当該手数料又は当該広告料とともに請求することができるものとします。

第41条（受領した金員の払渡しができない場合等）

1. 本規約に定めるところにより運営元又は運営元が委託した決済事業者等（決済事業、収納代行業業その他これらに類する事業を営む者をいいます。）が受領した金員を会員に払い渡すべき場合において、当該会員が届け出た指定口座に誤りがある等運営元の責に帰すべき事由なく当該払渡しを完了することができないときは、運営元は、当該会員に対し、当該金員を受領するために必要な対応を求めるものとします。この場合において、当該会員が当該対応を行わないとき（当該対応に不備がある場合及び当該対応を求めるための連絡を取ることができないときを含みます。）は、運営元は、当該会員が当該金員を受領する権利を放棄したものとみなすことができます。

2. 前項に掲げる場合において、運営元が、会員が届け出た指定口座に誤りがあったことが原因となって、会員に支払うべき金員を当該会員以外の第三者の口座に振り込んだときは、すでに当該会員に対する払渡しを完了したものと取り扱い、組戻しのための対応は行わないものとします。

第42条（本規約に定めるところにより講じた措置に対する運営元の責任の否認）

運営元が本規約に定めるところにより利用者に対して何らかの措置を講じた場合において、それにより当該利用者又は第三者に対して損害が発生したとしても、運営元は、それに対して、損害賠償責任その他一切の法的責任を負うことはないものとします。

第43条（ユーザーID及びパスワードの管理）

1. 会員は、本サービスにおいて利用するユーザーID及びパスワードを適切に管理し、これを第三者に利用させ、貸与し、又は譲渡してはならないものとします。

2. 運営元は、会員が本サービスにおいて利用するユーザーID及びパスワードを適切に管理しなかったことによって生じた結果について、一切の責任を負わないものとします。

3. ユーザーID及びパスワードを利用して行われた本サービス上の一切の行為は、運営元の裁量により、会員自身の行為とみなすことができるものとします。

第44条（本サービスの停止等）

1. 運営元は、次のいずれかに該当する場合には、利用者に対する事前の通知をすることなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、又は中断することができるものとします。

(1) 本サービスを構成するシステムの点検又は保守のために緊急の必要がある場合

(2) 本サービスを構成するシステムの障害によって本サービスの提供を継続することができず、又は継続することに支障がある状況が生じている場合

(3) 自然災害その他不可抗力によって、本サービスの運営を継続することができなくなった場合

(4) その他、本サービスの運営上、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、又は中断しなければならない緊急の必要がある場合

2. 前項に掲げる場合のほか、運営元は、本サービスの運営上必要がある場合においては、あらかじめ利用者に対して本サービス内で周知したうえで、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、又は中断することができるものとします。

第45条（権利義務関係の移転の禁止）

本規約の定めるところにより生じる権利義務又は地位については、相続、合併その他の一般承継による場合を除くほか、第三者に移転し、承継させ、担保を設定し、又はその他の処分をすることができないものとします。

第46条（設備等）

1. 利用者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる一切の機器及び利用環境等を、自己の費用と責任において準備し、本サービスが利用可能な状態を維持するものとします。なお、クリエイターが選択した利用環境により本サービスが利用できない場合でも、当社は、何らの責任も負わないものとします。
2. 利用者は、自己の費用と責任において、任意の電気通信サービスを経由して本サービスの利用環境に接続し、本サービスを利用するものとします。

第47条（表示）

利用者は、広告、名刺、郵便物その他一切の媒体に関し、運営元の名称又は運営元との関係を表示する場合には、事前に運営元が定めた表示方法又は表示内容による場合を除くほか、その可否、表示内容及び表示方法等について、事前に運営元の承諾を得なければなりません。

第48条（保証の否認及び免責）

1. 運営元は、本サービスが利用者の期待する機能、価値、正確性、有用性を有すること、継続的に利用することができること、不具合が生じないこと、及び、すべての利用者において法令に適合するものであることを、明示又は黙示を問わず、保証するものではありません。
2. 運営元は、利用者が本サービス上にアップロードした情報、コンテンツその他のデータが毀損又は滅失されることなく運営元において保管されることを保証するものではありません。運営元が意図しない要因によって当該データが毀損又は滅失した場合においても、運営元は、一切の責任を負いません。
3. 運営元は、本サービスに関して利用者が損害を被った場合においても、その利用者が運営元に対して過去1年間に支払った対価の総額又は5万円のうちいずれか高い額を超えて賠償する責任を負わないものとします。また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
4. 運営元は、本サービスに関して利用者との利用者又は第三者との間で法的紛争その他のトラブルが生じたことを理由として、一切の責任を負わないものとします。

第49条（本サービスの内容の変更等）

1. 運営元は、利用者にあらかじめ通知することなく、本サービスの内容の全部又は一部を変更し、又は追加することができるものとします。
2. 運営元は、利用者にあらかじめ通知することなく、本サービスの全部又は一部を終了することがあります。この場合においては、あらかじめ本サービスを終了する旨を公表するものとします。

第50条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約の準拠法は、日本法とします。
2. 本規約又は本サービスの利用に起因し、又は関連して生じた一切の紛争については、その請求額に応じて、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄とします。

第51条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合においても、本規約のその他の規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第52条（本サービスの譲渡等）

運営元は、本サービスの事業を第三者に譲渡した場合（事業譲渡のほか、会社分割その他の事業が移転するあらゆる手続を含みます。）においては、当該譲渡に伴い、本サービスの運営元としての地位、本規約上の地位、本規約に基づく権利義務及び本サービスにおいて取り扱う情報を当該譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、これらの譲渡についてあらかじめ同意するものとし、

第53条（本規約の変更）

運営元は、必要に応じて、本規約を変更することができます。本規約を変更する場合には、変更後の本規約が適用される時期及びその内容を本サービス上で周知します。

以上

制定日：2021年7月2日

改訂日：

・2021年9月27日改訂（同日より適用）

- ・第10条第1項（4）を変更しています。
- ・第16条第2項を削除しています。
- ・第35条第1項（10）を変更しています。
- ・第35条第1項（17）を変更しています。
- ・第35条第4項及び第5項を新設しています。
- ・第39条を新設しています。
- ・第39条以下の条項を繰り下げています。